

新	旧
<p>第2条(用語の定義)</p> <p>(6)「<u>決済口座</u>」とは、<u>会員がデビットカード取引を行う支店に開設した代表口座円普通預金口座および/または代表口座外貨普通預金口座をいいます。</u></p> <p>(7)「<u>本サービス</u>」とは、<u>当社が会員からの委託に基づき、決済口座から預金を引き落とすこと</u>によって売買等取引債務を弁済するサービスです。</p>	<p>第2条(用語の定義)</p> <p>(6)「<u>代表口座</u>」とは、<u>会員が当社に開設した代表口座円普通預金口座および/または代表口座外貨普通預金口座をいいます。</u></p> <p>(7)「<u>本サービス</u>」とは、<u>当社が会員からの委託に基づき、会員が当社に開設した代表口座から預金を引き落とすこと</u>によって売買等取引債務を弁済するサービスです。</p>
<p>第4条(デビットカードの発行と管理)</p> <p>1. 当社は、前条の利用契約成立後、会員氏名・デビットカード番号・デビットカードの有効期限等を表示したデビットカードを発行し、これを会員に貸与します。(以下、デビットカードに表示された情報と第6条に定めるデビット暗証番号を総称して「<u>デビットカード情報</u>」といい、デビットカード情報のみの利用もデビットカードの利用に含まれるものとします。)会員1人(法人口座の場合1法人)が<u>支店ごとに</u>借受けられるデビットカード枚数の上限は、当社が別途定めるものとします。</p>	<p>第4条(デビットカードの発行と管理)</p> <p>1. 当社は、前条の利用契約成立後、会員氏名・デビットカード番号・デビットカードの有効期限等を表示したデビットカードを発行し、これを会員に貸与します。(以下、デビットカードに表示された情報と第6条に定めるデビット暗証番号を総称して「<u>デビットカード情報</u>」といい、デビットカード情報のみの利用もデビットカードの利用に含まれるものとします。)なお、会員1人(法人口座の場合1法人)が借受けられるデビットカード枚数の上限は、当社が別途定めるものとします。</p>
<p>第6条の2(本人認証サービス)</p> <p>1. 会員は、VISA 認証サービスもしくは Mastercard SecureCode(マスターカードセキュアコード)(以下「<u>本人認証サービス</u>」といいます)に対応した加盟店で電子商取引を行う際、<u>本人認証サービスの設定を行うことを通じてデビットカードごとに登録した専用パスワードを含む所定の認証情報</u>(以下「<u>認証情報</u>」といいます)を入力することにより、本人認証サービスを利用することができます。会員は、<u>認証情報が、本人認証サービスの認証情報として利用されることに同意</u>します。</p>	<p>第6条の2(本人認証サービス)</p> <p>1. 会員は、VISA 認証サービスもしくは Mastercard SecureCode(マスターカードセキュアコード)(以下「<u>本人認証サービス</u>」といいます)に対応した加盟店で電子商取引を行う際、<u>本人認証サービスの設定を行うことを通じて登録した専用パスワードを含む所定の認証情報</u>(以下「<u>認証情報</u>」といいます)を入力することにより、本人認証サービスを利用することができます。会員は、<u>認証情報が、本人認証サービスの認証情報として利用されることに同意</u>します。</p>
<p>第8条(利用限度額)</p> <p>1. 会員は、<u>決済口座</u>の残高(第10条に定める海外利用である場合を除き、<u>決済口座円普通預金</u>の残高とします)を超えて本サービスを利用することはできません。</p>	<p>第8条(利用限度額)</p> <p>1. 会員は、<u>代表口座</u>の残高(第10条に定める海外利用である場合を除き、<u>代表口座円普通預金</u>の残高とします)を超えて本サービスを利用することはできません。</p>
<p>第9条(決済方法)</p> <p>1. 当社は、加盟店等からの取引情報の通知を受け付けた場合、会員から当社に対して取引情報に示された取引額の引落とし指示および当該引落としによる当該売買取引等に係る債務の弁済委託がなされたものとみなし、当社がこれを承諾する場合、かかる引落とし指示にしたがい、<u>取引額を決済口座から引き落とします</u>(以下、この手続きを「<u>暫定支</u></p>	<p>第9条(決済方法)</p> <p>1. 当社は、加盟店等からの取引情報の通知を受け付けた場合、会員から当社に対して取引情報に示された取引額の引落とし指示および当該引落としによる当該売買取引等に係る債務の弁済委託がなされたものとみなし、当社がこれを承諾する場合、かかる引落とし指示にしたがい、<u>取引額を代表口座から引き落とします</u>(以下、この手続きを「<u>暫定支</u></p>

払手続き」といい、引き落とした金額を「暫定引落額」といいます)。なお、当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、原則として、取引情報の通知を受け付けず、会員の引落し指示及び弁済委託を承諾しないものとします。

(1)デビットカードの有効期限が満了した後に取引情報の通知を受けた場合

(2)当該取引情報に含まれる取引額が第8条に定める利用限度額を超過する場合

(3)当該取引情報に含まれる取引額が当社所定の金額を下回る場合

(4)当該取引情報が、当社が別途定める利用不能条件に該当する場合

2.(略)

3. 通信事情その他の事由により取引情報の通知を当社が受理せず、売上確定通知のみが到達した場合、当社は、会員から当社に対して売上確定通知に示された取引額の引落し指示および当該引落しによる当該売買取引等に係る債務の弁済委託がなされたものとみなし、当社がこれを承諾する場合、かかる引落し指示および弁済委託にしたがい、当該売上確定通知の到達後、直ちに売上確定通知に係る取引額を決済口座から引き落とししたうえで加盟店等に支払うことにより、当該売上確定通知に係る売買取引等債務を弁済するものとします。

4. 加盟店等の売上処理手続き上の事由等により売上確定通知における取引額が暫定引落額を超過することとなった場合、当社は、会員から当社に対して当該取引額から暫定引落額を減じた金額(以下「不足金額」といいます)の引落し指示および当該引落しによる売買取引等に係る債務の弁済委託がなされたものとみなし、当社がこれを承諾する場合、かかる引落し指示および弁済委託にしたがい、不足金額を決済口座から引き落とし、引き落とした資金を暫定引落額とあわせて加盟店等に支払うことにより、当該売上確定通知に係る売買取引等債務を弁済するものとします。

5. 第3項の場合において会員の決済口座の残高が売上確定通知に示された取引額に満たないときは、当社は、会員の債務を弁済するために必要な金額(決済口座の残高にかかわらず、売上確定通知における取引額の全額とします)を立替えることにより、当該売上確定通知にかかる売買取引等債務を弁済するものとします。

払手続き」といい、引き落とした金額を「暫定引落額」といいます)。なお、当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、原則として、取引情報の通知を受け付けず、会員の引落し指示及び弁済委託を承諾しないものとします。

(1)デビットカードの有効期限が満了した後に取引情報の通知を受けた場合

(2)当該取引情報に含まれる取引額が第8条に定める利用限度額を超過する場合

(3)当該取引情報に含まれる取引額が当社所定の金額を下回る場合

(4)当該取引情報が、当社が別途定める利用不能条件に該当する場合

2.(略)

3. 通信事情その他の事由により取引情報の通知を当社が受理せず、売上確定通知のみが到達した場合、当社は、会員から当社に対して売上確定通知に示された取引額の引落し指示および当該引落しによる当該売買取引等に係る債務の弁済委託がなされたものとみなし、当社がこれを承諾する場合、かかる引落し指示および弁済委託にしたがい、当該売上確定通知の到達後、直ちに売上確定通知に係る取引額を代表口座から引き落とししたうえで加盟店等に支払うことにより、当該売上確定通知に係る売買取引等債務を弁済するものとします。

4. 加盟店等の売上処理手続き上の事由等により売上確定通知における取引額が暫定引落額を超過することとなった場合、当社は、会員から当社に対して当該取引額から暫定引落額を減じた金額(以下「不足金額」といいます)の引落し指示および当該引落しによる売買取引等に係る債務の弁済委託がなされたものとみなし、当社がこれを承諾する場合、かかる引落し指示および弁済委託にしたがい、不足金額を代表口座から引き落とし、引き落とした資金を暫定引落額とあわせて加盟店等に支払うことにより、当該売上確定通知に係る売買取引等債務を弁済するものとします。

5. 第3項の場合において会員の代表口座の残高が売上確定通知に示された取引額に満たない場合、または前項の場合において会員の代表口座の残高が不足金額に満たない場合、当社は、会員の債務を弁済するために必要な金額(第3項の場合にあっては、代表口座の残高にかかわらず、売上確定通知における取引額の全額とします)を立替えることにより、当該売上確定通知に係る売買取引等債務を弁済するものとします。

6.(追加) 第4項の場合において会員の決済口座の残高が不足金額に満たないときは、当社は、会員の債務を弁済するために必要な金額(決済口座の残高にかかわらず、不足金額の全額とします)を立替えることにより、当該売上確定通知にかかる売買取引等債務を弁済するものとします。

7. 当社は、暫定支払手続き完了後に加盟店等から売買取引等を取り消す旨の通知を受けた場合、当社所定の手続きに従い暫定引落額を会員の決済口座に返金するものとします。なお、この場合、当社は、返金対象となる暫定引落額に付利する義務を負いません。

8. 当社は、暫定引落額より売上確定通知における取引額が少ない場合、当社所定の手続きに従いその差額を会員の決済口座に返金するものとします。なお、この場合、当社は、当該差額に付利する義務を負いません。

9. 当社は、暫定支払手続きが完了し、当社が別途定める期間経過後も加盟店等からの売上確定通知がない場合または売上確定通知の内容を確認できない場合、暫定引落額を決済口座に返金するものとします。なお、この場合、当社は、当該暫定引落額に付利する義務を負いません。ただし、返金後、当社が別途定める期間内に売上確定通知を受領した場合、当社は、会員から当社に対して売上確定通知に示された金額の引落し指示および当該引落しによる売買取引等に係る債務の弁済委託がなされたものとみなし、当社がこれを承諾する場合、かかる引落し指示および弁済委託にしたがい、当該売上確定通知受領後、直ちに暫定支払手続きをとったうえで暫定引落額を加盟店等に支払うことにより、当該売上確定通知に係る売買取引等債務を弁済するものとします。なお、本項において、会員の決済口座の残高の不足等の理由により暫定支払手続きをとることができない場合、当社は、決済口座の残高にかかわらず、当該売上確定通知における取引額の全額を立替えるものとし、これを加盟店等に支払うことにより、当該売上確定通知に係る売買取引等債務を弁済するものとします。

10. 当社は、売上確定通知の内容に何らかの瑕疵があるものと判断した場合、当該売上確定通知に係る取引額を加盟店等に立替払いしたうえで、当社が立替払いを行ったこと、売上確定通知に瑕疵があることを当該加盟店等に申し出るものとします。

11. 会員は、当社が立替払いを行った場合、当該立替払いされた金額(以下「立替金」といいます)について当社

6. 当社は、暫定支払手続き完了後に加盟店等から売買取引等を取り消す旨の通知を受けた場合、当社所定の手続きに従い暫定引落額を会員の代表口座に返金するものとします。なお、この場合、当社は、返金対象となる暫定引落額に付利する義務を負いません。

7. 当社は、暫定引落額より売上確定通知における取引額が少ない場合、当社所定の手続きに従いその差額を会員の代表口座に返金するものとします。なお、この場合、当社は、当該差額に付利する義務を負いません。

8. 当社は、暫定支払手続きが完了し、当社が別途定める期間経過後も加盟店等からの売上確定通知がない場合または売上確定通知の内容を確認できない場合、暫定引落額を代表口座に返金するものとします。なお、この場合、当社は、当該暫定引落額に付利する義務を負いません。ただし、返金後、当社が別途定める期間内に売上確定通知を受領した場合、当社は、会員から当社に対して売上確定通知に示された金額の引落し指示および当該引落しによる売買取引等に係る債務の弁済委託がなされたものとみなし、当社がこれを承諾する場合、かかる引落し指示および弁済委託にしたがい、当該売上確定通知受領後、直ちに暫定支払手続きをとったうえで暫定引落額を加盟店等に支払うことにより、当該売上確定通知に係る売買取引等債務を弁済するものとします。なお、本項において、会員の代表口座の残高の不足等の理由により暫定支払手続きをとることができない場合、当社は、代表口座の残高にかかわらず、当該売上確定通知における取引額の全額を立替えるものとし、これを加盟店等に支払うことにより、当該売上確定通知に係る売買取引等債務を弁済するものとします。

9. 当社は、売上確定通知の内容に何らかの瑕疵があるものと判断した場合、当該売上確定通知に係る取引額を加盟店等に立替払いしたうえで、当社が立替払いを行ったこと、売上確定通知に瑕疵があることを当該加盟店等に申し出るものとします。

10. 会員は、当社が立替払いを行った場合、当該立替払いされた金額(以下「立替金」といいます)について当社

<p>に債務を負い、これを弁済する義務を負うものとします。なお、その弁済については第12条に定めるとおりとします。</p> <p>12. 当社は、加盟店等から本サービスの利用に係る売買取引等を取り消す旨の通知を受けた場合であって、すでに当該売買取引等に係る売買取引等債務の弁済が完了している場合には、当該売買取引等に係る取引額を会員に返還するものとします。</p> <p>13. 当社は、前項のほか売買取引等に関して会員の<u>決済口座</u>から当社が引き落とした金額を返還する場合、当社所定の手続きにより行うものとします。</p>	<p>に債務を負い、これを弁済する義務を負うものとします。なお、その弁済については第12条に定めるとおりとします。</p> <p>11. 当社は、加盟店等から本サービスの利用に係る売買取引等を取り消す旨の通知を受けた場合であって、すでに当該売買取引等に係る売買取引等債務の弁済が完了している場合には、当該売買取引等に係る取引額を会員に返還するものとします。</p> <p>12. 当社は、前項のほか売買取引等に関して会員の<u>代表口座</u>から当社が引き落とした金額を返還する場合、当社所定の手続きにより行うものとします。</p>
<p>第10条(海外利用)</p> <p>1. 会員は、海外における本サービスの利用に係る取引額の引落とし先を、<u>会員がデビットカード取引を行う支店に開設した代表口座円普通預金または当社所定の外国通貨に係る代表口座外貨普通預金のいずれかからあらかじめ当社所定の手続きにより選択するものとします</u>(代表口座外貨普通預金は、当該代表口座外貨普通預金が売買取引に係る外国通貨と同一の外国通貨である場合に限り、選択できるものとします)。なお、会員は、海外における本サービスの利用にあたって海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用を負担するものとします。</p>	<p>第10条(海外利用)</p> <p>1. 会員は、海外における本サービスの利用に係る取引額の引落とし先を、会員の代表口座円普通預金または当社所定の外国通貨に係る代表口座外貨普通預金のいずれかからあらかじめ当社所定の手続きにより選択するものとします(代表口座外貨普通預金は、当該代表口座外貨普通預金が売買取引に係る外国通貨と同一の外国通貨である場合に限り、選択できるものとします)。なお、会員は、海外における本サービスの利用にあたって海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用を負担するものとします。</p>
<p>第11条(売買取引等にかかる手数料等)</p> <p>会員は、売買取引等を行う場合、消費税等の公租公課を負担するほか、当社所定の手数料を支払うものとします。当社は、当社所定の時期に会員の<u>決済口座</u>から手数料を引き落とします。</p>	<p>第11条(売買取引等にかかる手数料等)</p> <p>会員は、売買取引等を行う場合、消費税等の公租公課を負担するほか、当社所定の手数料を支払うものとします。当社は、当社所定の時期に会員の<u>代表口座</u>から手数料を引き落とします。</p>
<p>第12条(弁済方法の指定)</p> <p>第9条の<u>第5項または第6項</u>に基づき当社が立替払いを行った場合のほか、本サービスの利用に関連して会員の当社に対する債務が発生した場合、当社は、当社の任意で、会員による弁済の方法を決定することができるものとします。</p>	<p>第12条(弁済方法の指定)</p> <p>第9条<u>第5項</u>に基づき当社が立替払いを行った場合のほか、本サービスの利用に関連して会員の当社に対する債務が発生した場合、当社は、当社の任意で、会員による弁済の方法を決定することができるものとします。</p>
<p>第14条(本サービスの利用停止等)</p> <p>1. 当社は、会員が本規定に違反した場合あるいは違反のおそれがある場合、本サービスの利用状況等からデビットカードの利用が適当でないと判断した場合、立替金の支払いが遅延した場合、当社が預金取引(<u>いずれの支店との取引であるかは問わないものとします。)</u>の全部または一部を停止または強制解約した場合、<u>会員が当社と締結する他の利用契約に基づく本サービスにおいて次の各号の全部または一部の措置がとられた場合</u>その他当社が必要と判断した場合には、当社所定の方法により、次の各</p>	<p>第14条(本サービスの利用停止等)</p> <p>1. 当社は、会員が本規定に違反した場合あるいは違反のおそれがある場合、本サービスの利用状況等からデビットカードの利用が適当でないと判断した場合、立替金の支払いが遅延した場合、当社が預金取引の全部または一部を停止または強制解約した場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社所定の方法により、次の各号の全部または一部の措置をとることができるものとします。</p> <p>(1) 本サービスの利用制限または利用停止</p> <p>(2) デビットカードの貸与の停止およびデビットカードの返</p>

<p>号の全部または一部の措置をとることができるものとし ます。</p> <p>(1)本サービスの利用制限または利用停止 (2) デビットカードの貸与の停止およびデビットカードの返 却請求 (3)加盟店等に対するデビットカード番号等の無効通知 (4)<u>決済口座</u>の利用停止または強制解約</p> <p>2.会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、 何ら通知、催告なく当該会員のデビットカードの利用を停 止することができるものとします。</p> <p>(1)当社所定の届出事項に関して届出を怠った場合 (2)当社所定の届出事項に関して虚偽の申告をした場合 (3)本規定の各条項のいずれかに違反した場合 (4)会員の<u>決済口座</u>が解約された場合 (5)銀行取引規定第19条第3項各号に該当するに至った 場合</p>	<p>却請求</p> <p>(3)加盟店等に対するデビットカード番号等の無効通知 (4)<u>代表口座</u>の利用停止または強制解約</p> <p>2.会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、 何ら通知、催告なく当該会員のデビットカードの利用を停 止することができるものとします。</p> <p>(1)当社所定の届出事項に関して届出を怠った場合 (2)当社所定の届出事項に関して虚偽の申告をした場合 (3)本規定の各条項のいずれかに違反した場合 (4)会員の<u>代表口座</u>が解約された場合 (5)銀行取引規定第19条第3項各号に該当するに至った 場合</p>
<p>第18条(預金口座の解約禁止)</p> <p>1. 会員は、銀行取引規定その他の規定にかかわらず、以 下の各号のいずれかに該当する場合、当社の普通預金 口座(<u>決済口座以外に会員が当社に開設した普通預金 口座を含みます。)</u>を解約することができません。</p> <p>(1)第9条第7項、第8項または第9項に定める返金処理の 完了前であるとき (2)第9条第10項に定める義務が存続しているとき (3)第4条第6項に定める調査が継続中であるとき (4)暫定支払手続き完了後であって、当社が売上確定通 知受領前であるとき (5)本サービスを利用した売買取引等に係る債務弁済が 完了していないとき</p>	<p>第18条(預金口座の解約禁止)</p> <p>1. 会員は、銀行取引規定その他の規定にかかわらず、以 下の各号のいずれかに該当する場合、当社の普通預金 口座を解約することができません。</p> <p>(1)第9条第6項、第7項または第8項に定める返金処理の 完了前であるとき (2)第9条第10項に定める義務が存続しているとき (3)第4条第6項に定める調査が継続中であるとき (4)暫定支払手続き完了後であって、当社が売上確定通 知受領前であるとき (5)本サービスを利用した売買取引等に係る債務弁済が 完了していないとき</p>
<p>第21条(相殺)</p> <p>当社は、会員が当社に対する債務を履行しなかった場合 に、当該会員が当社に対して有する<u>一切の債権(いづれ の支店との取引に関するものかは問わないものとしま す。)</u>と相殺することができるものとします。</p>	<p>第21条(相殺)</p> <p>当社は、会員が当社に対する債務を履行しなかった場合 に、当該会員が当社に対して有する<u>預金債権</u>と相殺する ことができるものとします。</p>